

# 持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例の概要

## 前文（要旨）

滋賀の農業は、自然環境に恵まれながら、人々の命の糧となる食料を生産するとともに、県土や自然環境の保全など、私たちの暮らしや地域の発展に重要で多面的な役割を果たしてきた。

一方で、近年、農業就業人口の減少や米の産地間競争の激化に加え、地球温暖化等の気候変動が農業に与える影響の顕在化など、滋賀の農業を取り巻く環境は大きく変化しつつある。

また、滋賀の農業は全国に先駆けて環境こだわり農業をはじめとする環境と調和の取れた農業に取り組んできたが、農業生産活動に伴って生じる廃プラスチック類の排出抑制など新たな課題も生じている。

こうしたことから、気候変動に適応しつつ農業の生産性を向上させ、農業所得の増大につなげることにより、全ての農業者が意欲と誇りを持って農業を営むことができるようにするとともに、環境との一層の調和に努めるため、持続的で生産性の高い農業の推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の行う施策の基本となる事項等を定めることにより、滋賀の農業の健全な発展に資することを目的とする持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例を制定する。

## 目的（第1条）

### 【直接の目的】

持続的で生産性の高い農業の推進に関する基本理念、県の責務等を規定し、県の行う施策の基本となる事項等を定めることにより、持続的で生産性の高い農業に関する施策を総合的に推進

### 【究極の目的】

滋賀の農業の健全な発展

## 定義（第2条）

- (1) 「持続的で生産性の高い農業」
- (2) 「農業者等」
- (3) 「農業関係団体」

## 県の責務（第4条）

- (1) 持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- (2) 国、市町、農業者等、農業関係団体および県民と連携・協力

## 基本理念（第3条）

持続的で生産性の高い農業の推進は、以下の事項を旨として行われなければならない。

- (1) 農地の生産力を最大限引き出し、農業所得の増大につなげることその他の多様な農業者等が意欲と誇りを持って農業を営むことができる環境を整備
- (2) 琵琶湖およびその周辺地域の環境保全に特に配慮するとともに、地球温暖化その他の気候の変動の農業への影響に積極的かつ効果的に対応
- (3) 国、県、市町、農業者等、農業関係団体および県民が適切な役割分担の下に連携・協力

## 農業者等および農業関係団体の努力（第5条）

- (1) 農業者等：持続的で生産性の高い農業の推進のための取組を主体的に行う。県が実施する施策に協力する。
- (2) 農業関係団体：県が実施する施策に協力する。

## 県民の努力（第6条）

- (1) 持続的で生産性の高い農業の重要性に対する理解を深め、県の施策に協力する。
- (2) 県内で生産される農産物の消費その他の利用に努める。

## 農地の生産力の最大化（第7条）

- ・ 農地の土壌の適切な管理方法の普及
- ・ 水田の多様な利用等の農地の有効活用の促進

## 消費者等の需要に対応した農産物の生産の促進（第8条）

- ・ 消費者等の需要に関する情報の収集、分析、提供
- ・ 需要に対応した農産物の生産に必要な技術の支援

## 情報通信技術等の活用に関する調査研究および普及（第9条）

- ・ 安定生産、農作業の効率化のための情報通信技術等の活用の調査研究・普及

## 主要農作物（水稻・麦類・大豆）の種子の安定生産等（第10条）

- (1) 奨励品種の選定
- (2) 種子の原種・原原種の生産
- (3) 種子の生産を行うほ場の審査

## 主要農作物等の品種の育成等（第11条）

- ・ 本県の地理的および自然的特性に応じ、かつ、新たな需要を開拓する主要農作物等の品種の育成・選定および普及

## 近江の伝統野菜の保護（第12条）

- ・ 品種の維持のための種子の保存
- ・ 需要の拡大のための情報の発信

## 多様な農業者等の確保および育成（第13条）

- ・ 就農希望者に対する情報提供、相談
- ・ 農業技術、経営方法の習得・改善の支援

## 環境と調和のとれた農業の普及（第14条）

- ・ 環境こだわり農業の推進
- ・ 農業濁水の流出の防止、廃プラスチック類の排出抑制の啓発、技術・知識の普及

## 気候の変動への適応（第15条）

- ・ 影響を受けにくい品種の育成等
- ・ 影響に対応した栽培方法の調査研究・普及

## 新品種等の知的財産の保護（第16条）

- ・ 県の育成品種等の知的財産権の取得、取得後の適正管理

## 試験研究等を行う人材の育成等（第17条）

- ・ 試験研究・普及指導を行う人材の育成
- ・ 試験研究を円滑に行う環境の整備

## 財政上の措置（第18条）

- ・ 施策の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努める。



## 滋賀県農政水産部農業経営課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1  
TEL 077-528-3832 FAX 077-528-4882  
E-mail: gc00@pref.shiga.lg.jp

しが 農業 条例 検索



滋賀県イメージキャラクター  
うおーたん